一般社団法人じのん子どもの家定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人じのん子どもの家と称する。

(主 た る 事 務 所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県宜野湾市に置く。

(公 告 の 方 法)

第3条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目 的

(目 的)

第4条 当法人は、子どもたちの未来の礎になることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の学習の手助けになる学習支援に関する事業
- (2) 児童又は青少年の育成に関わる事業
- (3) 児童又は青少年の自己肯定感を高めるための事業
- (4) 児童又は青少年の食事の手助けになる子ども食堂、フードパントリーに関する事業
- (5) 児童又は青少年の生活に寄り添う事業
- (6) 児童又は青少年に付随した家族に関わる事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(入 社)

第5条 当法人の目的に賛同した者(正会員)と当法人の事業を賛助する者(賛助会員)は当法人所定の様式で申込みをし、代表理事の承認を得られた者を会員とする。

- 2. 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法 人法」という。)上の社員とする。
- 3. 社員は、当法人の目的を達成するため、5千円の年会費を納入しなければならない。ただし、当法人に おいてスタッフ又はボランティアとして働いた経験のある者、寄付をした者の中で代表理事が認めた者は

永年、会費を免除する。

(退 会)

第6条 社員は、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第7条 当法人の会員が、当法人の目的に反する行為や当法人の名誉を毀損、又はその他、除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員がいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- 1. 退会したとき。
- 2. 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 3. 除名されたとき。
- 4. 総社員の同意があったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第9条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第10条 社員総会は次の事項について決議する。

- 1. 会員の除名
- 2. 理事及び監事の選任又は解任
- 3. 理事及び監事の報酬等の額
- 4. 計算書類の承認
- 5. 定款の変更
- 6. 解散及び残余財産の処分

(開催と招集)

第11条 社員総会は、毎事業年度末日から3か月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時社員総会を開催する。

- 2. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
- 3. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する 社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議 決 権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した 理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役 員

(役 員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- 1. 理事 3名以上6名以内
- 2. 監事 1名
- 3. 理事のうち1名を代表理事とする。

(選 任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2. 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会 の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結 の時までとし、再任を妨げない。
- 3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解 任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は 社員総会の決議によって定める。

第6章 理 事 会

(構成)

第23条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は全ての理事をもって構成する。

(開催)

第24条 理事会は毎年1回開催するほか、必要がある場合は臨時理事会を開催する。

(権 限)

第25条 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の職務を行う。

- 1. 社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
- 2. 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
- 3. 当法人の業務執行の決定

第7章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成 し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配)

第28条 当法人は剰余金の分配を行わない。

(解散後の財産)

第29条 当法人が解散後、残余財産は国・地方公共団体や公益社団法人へ贈与することとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 この定款は登記した日(設立日)から施行する。

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月末日までとする。

(設 立 時 の 役 員)

第32条 当法人の設立時の理事、代表理事、監事は、次のとおりとする。

設立時理事兼設立時代表理事 野國純子 住所 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目26番1号 1F

設立時理事 西江徳雄 住所 沖縄県宜野湾市真志喜 2 丁目 18 番地 14 号

設立時理事 小浜裕子 住所 沖縄県宜野湾市我如古 2 丁目 17 番 24 号 比嘉ア

パート2-C

設立時監事 森本信太郎 住所 沖縄県宜野湾市真志喜 2 丁目 10 番 2 - 201 号 エスポアール 真志喜

(設 立 時 社 員 の 氏 名 及 び 住 所)

第33条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 岸本直 住所 沖縄県宜野湾市真志喜 3 丁目 7 番 18 – 503 号 ライオンズヴィアーレ真志喜

設立時社員 稲嶺安子 住所 沖縄県宜野湾市真志喜3丁目6番15号

(法 令 の 準 拠)

第34条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人じのん子どもの家設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年12月5日

設立時社員 岸本直 印

設立時社員 稲嶺安子 印